

第115期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝五丁目30番7号

当社本社事務所 5階

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	27
連結計算書類	45
計算書類	47
会計監査人の監査報告	49
監査役会の監査報告	53

・新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、極力、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

・今後の状況変化に応じて、株主総会の運営方法について変更などがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.nipponkinzoku.co.jp>

証券コード：5491
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都板橋区舟渡四丁目10番1号
日本金属株式会社
取締役社長 下川 康 志

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、極力、**書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区芝五丁目30番7号 当社本社事務所 5階
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第115期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponkinzoku.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。上記のウェブサイト掲載事項は、本招集ご通知に記載の各書類とともに、会計監査人及び監査役の監査の対象に含まれております。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponkinzoku.co.jp>）に掲載させていただきます。

第115期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第115期定時株主総会の実施に際し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対応を予定しております。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主の皆様へのお願い>

- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、感染リスクを避けるため、極力、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ・感染リスクを低減するため座席間の距離を確保することから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。満席となった場合、当日ご来場いただきましても、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指消毒をお願いいたします。
- ・受付において、検温を実施させていただきます。37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。

<当社の対応について>

- ・運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行を検討し、例年よりも時間を短縮する予定です。
- ・懇談会の開催や飲食物の提供は行いません。

なお、今後の状況変化に応じて、株主総会の運営方法について変更などがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponkinzoku.co.jp>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

なお、株主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、極力、当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

（詳細は4頁をご覧ください。）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

- ① 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

場所 当社本社事務所 5階

（巻末の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

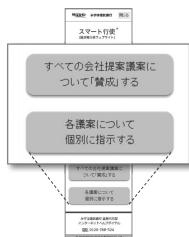
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



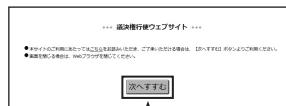
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

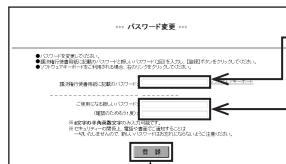
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 (削除)

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員の任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	当社における地位 氏名	管掌分野	独立性	性別	2022年 6月29日 株主総会終結時点		取締役が有する主な経験、専門性等								保有 資格 Ph.D.	
					年齢	在任 年数	企業 経営	財務・ 会計	製造・ 品質	技術・ 研究開発	営業・ マーケ ティング	法務・ リスク マネジメント	グロー バルビ ジネス	人事・ 労務・ 人材 開発		
1	取締役社長 下川 康志			男性	65歳	8年	○	○				○	○	○	○	
2	専務取締役 原田 喜弘	生産本部		男性	62歳	5年	○		○	○	○			○		
3	専務取締役 山下 匡史	開発・ 営業本部		男性	61歳	5年	○		○	○	○			○		
4	常務取締役 長谷川 伸一	管理本部		男性	64歳	2年		○					○		○	
5	常務取締役 山崎 修	技術本部		男性	60歳	2年			○	○						博士号 (工学)
6	社外取締役 小川 和洋		独立	男性	63歳	7年	○	○								公認 会計士 税理士
7	社外取締役 永塚 良知		独立	男性	57歳	1年	○						○			弁護士
8	社外取締役 假屋 ゆう子		独立	女性	62歳	新任	○		○							薬剤師
							スキル保有者数	6人	3人	4人	3人	3人	3人	3人	2人	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">しもかわ やすし 下川 康志 (1957年1月29日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1980年3月 当社入社 2006年4月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門東京支店長 2009年4月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門副部門長 2010年4月 当社執行役員 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門長 2012年4月 当社常務執行役員 2013年4月 当社管理部門副部門長 2014年6月 当社常務取締役 2015年4月 当社管理部門長 2017年4月 当社取締役社長 (代表取締役) (現任)</p>	12,500株
2	<p style="text-align: center;">はらだ よしひろ 原田 喜弘 (1959年11月2日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1982年4月 新日本製鐵株式會社 (現 日本製鐵株式會社) 入社 2010年11月 同社名古屋支店自動車商品技術グループリーダー 2012年7月 同社名古屋支店副支店長 2015年6月 当社入社 当社常務執行役員 当社技術部門副部門長 2017年4月 当社技術本部長 2017年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社専務取締役 (現任) 当社生産本部長 (現任) 当社生産本部製造部門長 (現任)</p>	2,800株
3	<p style="text-align: center;">やました まさし 山下 匡史 (1961年6月26日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1984年3月 当社入社 2009年4月 当社加工品事業本部加工品製造部門福島工場長 2013年4月 当社加工品事業本部加工品営業部門加工品営業部長 2014年4月 当社執行役員 当社加工品事業本部加工品営業部門長 当社加工品事業本部加工品営業開発部長 2015年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社開発・営業本部長 (現任) 当社開発・営業本部営業部門長 2017年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社専務取締役 (現任) 当社開発・営業本部開発部門長</p>	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	はせがわ しんいち 長谷川 伸一 (1957年9月11日生) 再任	1981年3月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 当社管理部門総務部長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社管理本部管理部門長 (現任) 当社管理本部管理部門人事部長 2020年4月 当社管理本部長 (現任) 2020年6月 当社常務取締役 (現任)	2,500株
5	やまざき おさむ 山崎 修 (1962年2月17日生) 再任	1985年3月 当社入社 1997年4月 大阪大学大学院工学研究科博士課程入学 2000年3月 大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 工学博士号取得 2014年4月 当社技術部門技術研究所長 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 当社技術本部技術部門長 (現任) 2020年4月 当社技術本部長 (現任) 2020年6月 当社常務取締役 (現任)	2,000株
6	おがわ かずひろ 小川 和洋 (1959年4月14日生) 再任 社外 独立	1988年3月 公認会計士登録 2004年7月 小川和洋会計事務所開業 同事務所代表 (現任) 2004年11月 税理士登録 2005年6月 当社社外監査役 (2009年6月退任) 2008年6月 東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年7月 株式会社ハナツアーージャパン社外監査役 (現任)	1,000株
7	ながつか よしとも 永塚 良知 (1965年3月30日生) 再任 社外 独立	1996年4月 第一東京弁護士会登録 2009年4月 東京地方裁判所民事調停員 (現任) 2010年3月 永塚パートナーズ法律事務所開設 同事務所所長 2013年7月 日章鋳螺株式会社社外監査役 (現任) 2016年6月 サンユ一建設株式会社社外取締役 (現任) 2019年2月 日本弁護士連合会事務次長 2021年3月 オンコリスバイオファーマ株式会社社外監査役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年9月 光和総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	かりや こ 假屋 ゆう子 (1960年4月15日生) 新任 社外 独立	1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 1983年6月 薬剤師登録 2007年4月 同社お客様相談室長 2012年6月 同社執行役員信頼性保証グループリーダー 2013年6月 同社取締役信頼性保証グループリーダー 2020年3月 同社常勤顧問 2021年7月 国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科研究推進アドバイザー(現任) 2021年8月 京都府立医科大学ワークライフバランス委員会外部委員(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。
3. 小川和洋、永塚良知の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 假屋ゆう子氏は新任の社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 小川和洋氏は、人格識見に優れ、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、当社社外監査役経験者であります。また、同氏は2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
6. 小川和洋氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
7. 永塚良知氏は、人格識見に優れ、弁護士としての高度な法律知識を有しております。また、同氏は2021年6月29日開催の第114期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には弁護士及び他社社外取締役並びに他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しています。
8. 永塚良知氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
9. 假屋ゆう子氏は、人格識見に優れ、他社で培われた経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、経営者としての高い知見を当社の経営に活かしていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には経営者としての高い知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しています。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鶴岡通敏氏が本総会終結の時をもって、任期満了となるため、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
すな やま こう いち 砂 山 晃 一 (1957年9月5日生) 新任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1981年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2003年3月 株式会社みずほ銀行新潟万代橋支店長 2005年8月 同行法務部長 2010年4月 同行執行役員法務部長 2012年12月 株式会社丸山製作所社外監査役 2015年12月 同社社外取締役（監査等委員） 2019年12月 同社顧問 2020年3月 株式会社共和電業社外取締役（監査等委員） 2020年11月 株式会社ビックカメラ社外取締役（監査等委員） (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。
3. 砂山晃一氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 砂山晃一氏を社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、長年の銀行業務経験により専門知識を有し、また、他社社外取締役及び他社社外監査役としての豊富な経験により、当社監査にあたりその能力を発揮され、監査機能の充実に大いに資するものと考えためです。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2007年3月7日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、直近では2019年6月27日開催の当社第112期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2022年6月開催予定の第115期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、①当社の製造する製品は自動車や電子部品など様々な分野において必要不可欠な部材として採用されており、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為により当社事業の遂行に支障をきたすと、製品供給の停滞などにより顧客に多大な影響を及ぼす可能性があること、②当社は現在「中長期的な企業価値の向上と株式市場での適正な評価を得て当社株価を上昇させる」重要な取組みの遂行過程にあり、今後も完遂に向け経営資源を集中させて取組みを推進していく必要があることなどを踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応策を継続する必要があると判断いたしました。

そこで、2022年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。

つきましては、本プランを2025年6月開催予定の第118期定時株主総会終結の時までの3年間引き続き継続いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの継続にあたり、一部文言の整理等を行っておりますが、基本的なスキームにつきましては現プランからの変更はありません。

本プランの内容等につきましては以下のとおりとなっております。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入され、継続してきた買収防衛策を継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分又は不相当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付

行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外監査役から選任します。また、必要に応じて社外有識者(注)からの選任も視野に入れております。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員は、別紙3「独立委員会委員候補者の略歴」に記載の4名が就任する予定であります。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたし

ます。大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとし

ます。

- ①大規模買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合) その他の構成員を含みます。)の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補(当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無

償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、株主の皆様にご判断の機会を事実上強要するおそれがあると判断された場合

本プランにおいては、上記5.(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5. (1)で述べた対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記5. (1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであ

と考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示いたします。

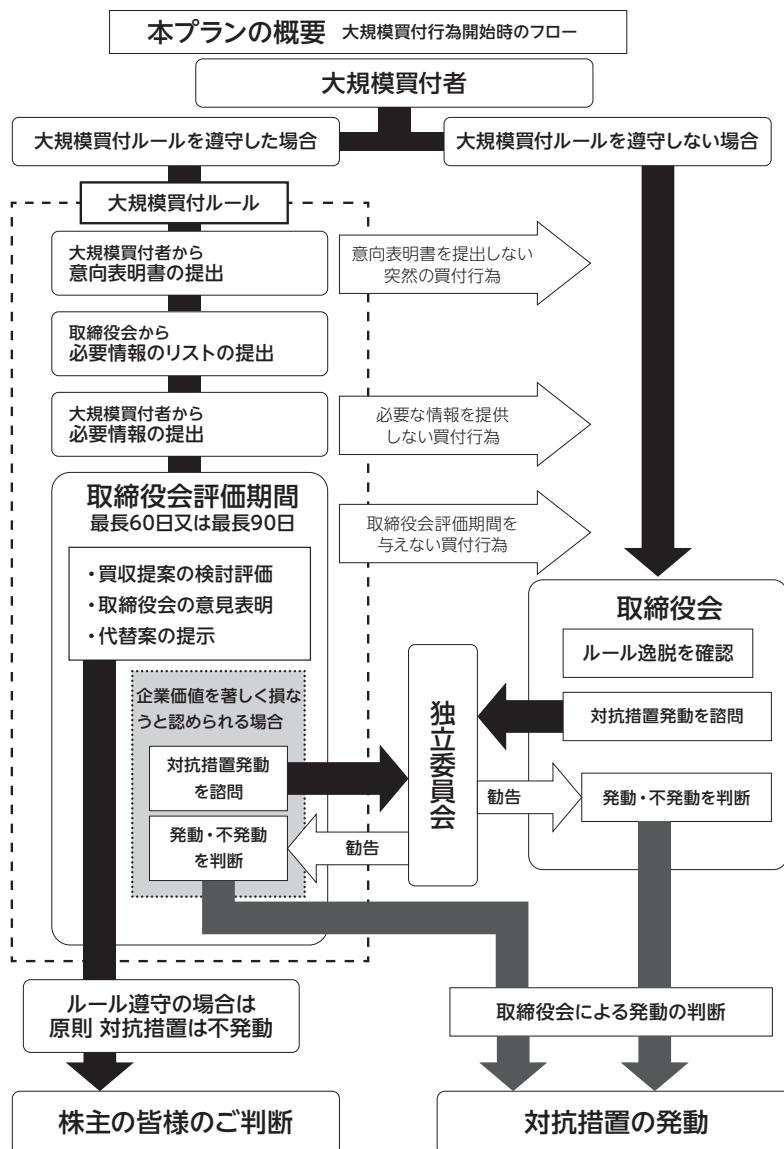
7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2025年6月開催予定の第118期定時株主総会）終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用負担により必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員候補者の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

小川 和洋 (1959年4月14日生まれ)

(略歴)

- 1988年 3月 公認会計士登録
- 2004年 7月 小川和洋会計事務所開業、同事務所代表 (現任)
- 2004年 11月 税理士登録
- 2005年 6月 当社社外監査役 (2009年6月退任)
- 2008年 6月 東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役 (現任)
- 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2016年 7月 株式会社ハナツアーージャパン社外監査役 (現任)

永塚 良知 (1965年3月30日生まれ)

(略歴)

- 1996年 4月 第一東京弁護士会登録
- 2010年 3月 永塚パートナーズ法律事務所開設
- 2013年 7月 日章鋸螺株式会社社外監査役 (現任)
- 2016年 6月 サンキュー建設株式会社社外取締役 (現任)
- 2021年 3月 オンコリスバイオフィーマ株式会社社外監査役 (現任)
- 2021年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2021年 9月 光和総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)

假屋 ゆう子 (1960年4月15日生まれ)

(略歴)

- 1983年 4月 鳥居薬品株式会社入社
- 1983年 6月 薬剤師登録
- 2012年 6月 同社執行役員信頼性保証グループリーダー
- 2013年 6月 同社取締役信頼性保証グループリーダー
- 2020年 3月 同社常勤顧問
- 2021年 7月 国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科研究推進アドバイザー (現任)
- 2021年 8月 京都府立医科大学ワークライフバランス委員会外部委員 (現任)

砂山 晃一 (1957年9月5日生まれ)

(略歴)

- 1981年 4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
- 2005年 8月 同行法務部長
- 2010年 4月 同行執行役員法務部長
- 2012年 12月 株式会社丸山製作所社外監査役
- 2015年 12月 同社社外取締役 (監査等委員)
- 2020年 3月 株式会社共和電業社外取締役 (監査等委員)
- 2020年 11月 株式会社ビックカメラ社外取締役 (監査等委員) (現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別な利害関係はありません。なお、社外取締役 小川和洋氏及び永塚良知氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、社外取締役候補者の假屋ゆう子氏及び社外監査役候補者の砂山晃一氏につきましても独立役員として同取引所に届け出る予定です。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもって、2021年6月29日開催の第114期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役齋藤孝嘉氏及び補欠社外監査役籠原一晃氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであり、加藤寛氏は非社外監査役の補欠の監査役候補者として、籠原一晃氏は、社外監査役のいずれかが欠けた場合の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かとうひろし 加藤寛 (1962年11月22日生)	1985年3月 当社入社 2006年4月 当社鋼帯営業部門大阪支店福岡営業所長 2016年10月 当社内部統制室主幹 2022年4月 当社監査役室主幹待遇(現任)	0株
2	かごはらかずあき 籠原一晃 (1967年3月4日生)	2001年10月 籠原公認会計士事務所開業 同事務所所長(現任) 2011年6月 ビジネスソリューションパートナーズ株式会社(現株式会社企業財務研究所)設立 同社代表取締役(現任) 2011年6月 ジーエルサイエンス株式会社社外監査役 2015年6月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 籠原一晃氏は補欠の社外監査役候補者であり、また、東京証券取引所が定める独立役員の補欠候補者であります。
4. 籠原一晃氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、公認会計士として高度な会計知識を有しており、当社監査においても十分にその能力を発揮いただけるものと判断いたしましたことによるものです。

以上

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下で、各国のワクチン接種の進展状況や経済政策にばらつきはあるものの、世界的な景気回復の動きを背景に緩やかな回復基調となりました。しかしながら新型コロナウイルス変異株による感染の再拡大、ウクライナ情勢を起因とした原材料・エネルギーの価格急騰など、年度末に近づくに従い、先行きの不透明感が増す状況となっております。

ステンレス業界におきましては、自動車関連を中心に需要は回復傾向にありますが、半導体の供給制限長期化や国際海上輸送のコンテナ不足によるサプライチェーンの混乱等による景気の下振れリスク懸念や、原材料、副資材、エネルギー、物流などの諸コスト上昇により、厳しい事業環境が継続しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、原材料などの諸コスト上昇を反映させた販売価格の是正、徹底したコストダウン、生産効率の改善、品質改善など、全社的な収益改善活動に取り組んだことで、当初は損失予想であった損益面を、利益計上に転ずることが出来ました。

2019年11月に発生した当社板橋工場第三圧延工場火災事故の復旧につきましては、2022年3月には全ての設備の稼働体制を整え、全面復旧をしております。また、2020年4月よりスタートした第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」の2年目として、引き続き新技術・新製品を主力とする事業構造へのシフトに注力しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は前期と比べ90億1千万円(22.4%)増収の491億1千7百万円となりました。損益面につきましては、営業利益は14億3千7百万円(前期は23億8千6百万円の損失)、経常利益は13億3千7百万円(前期は24億5千4百万円の損失)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、受取保険金24億4千8百万円などを特別利益に計上する一方、福島工場の遊休資産に対して減損損失3億4千万円を特別損失に計上したことなどにより、25億1千7百万円(前期は2億7千7百万円の損失)となりました。

当期の期末配当に関しましては、期初において損失計上を見込んでいた業績を利益計上に転じる事が出来たものの、当社第三圧延工場の復旧対応等で財務上は厳しい状況が継続していることから、財務体質の改善を最優先とし、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。

以下、事業別にご報告申し上げます。

みがき帯鋼事業

冷間圧延ステンレス鋼帯につきましては、主力製品である自動車関連製品の需要が回復したことに加え、電子部品関連では5Gなど情報通信の高速・大容量化に伴うデータセンター向けサーバーや生活様式・働き方の変化に伴うパソコンCPU、ゲーム機向け用途などで板厚厳格、表面厳格などの高精密仕様の製品需要が伸び、医療関連では注射針用途でコロナワクチン追加接種に伴う需要増がありました。

第11次経営計画の重点施策である機能強化製品（既存技術を深化する事で機能を充実させ競争力を高めた製品）の拡大では、メタリック感を活かした黒加飾ステンレス鋼（ファインブラック仕上）が国内自動車メーカー高級車の外装モール用材に採用されたほか、ステンレス箔材がフォルダブル携帯端末用途に採用され、販売増となりました。

みがき特殊帯鋼につきましては、欧米市場の住宅関連向け刃物用途や、CASE関連の新需要として環境車向け駆動系部品で採用された熱処理鋼帯が販売増となりました。

以上の結果、みがき帯鋼事業の売上高は、前期と比べ70億6百万円（22.1%）増収の385億7千8百万円となりました。セグメント損益は、当社板橋工場第三圧延工場火災事故に伴う代替工程での生産に係るコスト増が通期にわたり影響しましたが、歩留改善等の生産性向上によるコスト低減や原材料等のコスト上昇を反映させた販売価格の是正等もあり、営業利益は14億3百万円（前期は16億5千3百万円の損失）となりました。

加工品事業

福島工場取扱製品につきましては、主力製品である自動車駆動部品用高精度異形鋼は自動車市場の回復を受け販売増となりました。その他の製品につきましては、耐摩耗性向上と軽量化に加え、意匠と対滑り性の機能を実現した平鋼製品が生産工場等の径路（キャットウォーク）用材に採用され、販売増となりました。また、精密摺動機器のスライドレール用途も中国向けを中心に販売増となりました。

岐阜工場取扱製品につきましては、自動車、建機向け燃料配管等では、品質保証及び供給体制が評価され、販売増となりました。医療、計測機器向けは中国市場が回復し、高水準の需要が継続しました。また、新たに開発したステンレス鋼とPEEK樹脂の複合管であるFine Peek-STは、医療、製薬、工業製品分析用途に加えて、バイオ・生体などの次世代分析用途などへの拡大に向け、新規需要の開拓を図りました。

以上の結果、加工品事業の売上高は、前期と比べ20億3百万円（23.4%）増収の105億3千8百万円となりました。セグメント損益は、増収や生産及び検査設備の自動化による生産性向上などの取り組みにより、営業利益は前期と比べ7億1千5百万円（183.9%）増益の11億4百万円となりました。

(2) 事業別売上高

事業	第114期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日		第115期 (当連結会計年度) 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
みがき帯鋼事業	31,571	78.7	38,578	78.5	7,006	22.1
加工品事業	8,535	21.2	10,538	21.4	2,003	23.4
合計	40,106	100.0	49,117	100.0	9,010	22.4

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の有形固定資産の設備投資等総額は47億1千万円で、その主なものは、次のとおりであります。

1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備 (みがき帯鋼事業)

福島工場 高精度異形鋼の製造設備 (加工品事業)

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

2) 当連結会計年度継続中の主要設備新設、拡充

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備 (みがき帯鋼事業)

福島工場 異形鋼の製造設備 (加工品事業)

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス変異株による感染の再拡大を背景に経済活動が再び抑制される厳しい状況に置かれています。先行きにつきましては、その感染拡大防止対策としての東南アジア各国のロックダウン（都市封鎖）継続やウクライナ情勢の長期化懸念など、世界経済に影響を及ぼしかねない不安定要素により、不透明な状況が続くことが予想されます。また、原材料、副資材、エネルギー、物流コストなどの動向も見通し難い状況にあり、引き続き注視していく必要があります。中長期的にも、産業構造の変化や国際競争の激化など、今後も企業経営にとって厳しい環境が続くものと想定しております。

一方、2019年11月に発生しました当社板橋工場第三圧延工場火災事故の復旧につきましては、2022年3月より原料圧延付帯設備（コイルビルドアップライン）、高性能万能型圧延機、原料切断機の量産稼働を開始し、復旧が完了しております。今後も、火災の再発防止のみならず、総合的な見地に立った防災対策に取り組むと共に、引き続き原材料などの諸コスト上昇を反映させた販売価格の是正、徹底したコストダウン、生産効率の改善、品質改善など、全社的な収益改善活動を継続し、業績の向上に努めてまいります。

なお、当社グループは、第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」（10カ年計画）の第1フェーズ（2020年度～2022年度）の最終年度となる第116期を迎えました。『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』をビジョンに掲げ、生活様式や次世代技術が急速に変化していくことが予測されるなか、「マルチ&ハイブリットマテリアル（多種多様な素材を活用する）」、「ニアネットシェープ（最終製品形状に近い複雑な成形加工を実現する）」、「ニアネットパフォーマンス（最終製品に要求される性能を素材・部材で実現する）」をキーワードに、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、新たなニーズに対応する新技術・新製品を主力に事業構造を変革し、競合他社との差別化を図ってまいります。さらに、すべてのお客様、取引先並びに弊社グループ会社とのリレーションシップを深化させていくことで、更なる成長を目指してまいります。

当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、これらの課題を実行・実現し、揺るぎない収益基盤の確立を目指し活動してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第112期	第113期	第114期	第115期
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	(当連結会計年度) 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売 上 高 (百万円)	49,291	45,181	40,106	49,117
経 常 利 益 (百万円)	2,685	625	△2,454	1,337
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	908	△197	△277	2,517
1株当たり当期純利益 (円)	135.75	△29.48	△41.41	376.10
総 資 産 (百万円)	61,885	61,803	64,177	72,179

※ 表中の「△」は、損失を表します。

(6) 重要な子会社の状況

重要な子会社、関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日金スチール株式会社	百万円 300	% 100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯・みがき特殊帯鋼の販売
日金精整テクノックス株式会社	250	100.0 (※1)	鋼材の切断加工及び梱包
日金電磁工業株式会社	60	100.0	電磁機器・磁性材料の製造及び販売
NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	百万タイバーツ 116	99.9 (※2)	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売
NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	百万マレーシアリングギット 5	100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売

※1 発行済株式総数の97.2%を当社が保有し、2.8%を日金スチール(株)が保有しております。

※2 発行済株式総数の92.9%を当社が保有し、7.0%を日金スチール(株)が保有しております。

上記に掲げた重要な子会社を含め6社が連結子会社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
みがき帯鋼事業	冷間圧延ステンレス鋼帯、みがき特殊帯鋼、マグネシウム合金帯の製造及び販売
加工品事業	型鋼・精密異形鋼等ロール成形品、ステンレス精密細管、電磁製品の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社事務所	東京都港区	板橋工場	東京都板橋区
大阪支店	大阪府中央区	岐阜工場	岐阜県可児市
名古屋支店	名古屋市中区	福島工場	福島県白河市

② 重要な子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
日金スチール株式会社	東京都港区	NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
日金精整テクノックス株式会社	東京都板橋区	NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
日金電磁工業株式会社	埼玉県川口市		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
884名	6名増

② 当社従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
592名	10名増	39.8才	16.6年

(注) 上記従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,510百万円
株式会社埼玉りそな銀行	3,110百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|------------|-------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 | |
| ② 発行済株式総数 | 6,694,346株 | (自己株式5,654株を除く) |
| ③ 株主数 | 5,260名 | (うち、単元株主数4,742名) |
| ④ 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	872,500	13.0
日 本 金 属 取 引 先 持 株 会	607,100	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	562,500	8.4
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	378,750	5.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	166,500	2.4
MORGAN STANLEY & CO. LLC	119,002	1.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	111,200	1.6
株 式 会 社 ア ド バ ネ ク ス	102,500	1.5
A S A D A 株 式 会 社	100,000	1.4
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000	1.4

(注) 持株比率は自己株式(5,654株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	下 川 康 志	
専務取締役	原 田 喜 弘	生産本部長、生産本部製造部門長
専務取締役	山 下 匡 史	開発・営業本部長
常務取締役	長谷川 伸 一	管理本部長、管理本部管理部門長
常務取締役	山 崎 修	技術本部長、技術本部技術部門長
取 締 役	小 川 和 洋	小川和洋会計事務所代表、東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役、株式会社ハナツアージャパン社外監査役
取 締 役	永 塚 良 知	日章鋳螺株式会社社外監査役、サンユウ建設株式会社社外取締役、オンコリスバイオファーマ株式会社社外監査役、光和総合法律事務所パートナー弁護士
常任監査役(常勤)	大 西 敏 夫	
監 査 役	鶴 岡 通 敏	高千穂交易株式会社社外取締役
監 査 役	掛 橋 幸 徳	日鉄ステンレス株式会社財務部長、NSステンレス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役小川和洋及び永塚良知の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 取締役小川和洋及び永塚良知の両氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
 3. 監査役鶴岡通敏及び掛橋幸徳の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役鶴岡通敏氏は、株式会社みずほ銀行及びその前身の株式会社富士銀行において銀行業務に約30年間携わり、株式会社みずほ銀行常務執行役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、保険料の10%を被保険者が等分負担し90%を当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要については、基本報酬と業績報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

基本報酬については、金銭による月例の固定報酬とし、職責を反映させるため、役位により基準額を決定しております。業績報酬については、当事業年度に係る支給はございませんが、1株当たり配当金50円以上を配当性向40%以下で達成した場合に、各期の最終利益の5%を目途に各取締役の基本報酬額に比例配分して算定された額の12分割した額を、金銭により1年にわたり毎月支給することとしております。また、基本報酬と業績報酬における支給割合は、職責、役位、業績等を総合的に勘案して設定いたします。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、決定方針につきましては、取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第82期定時株主総会において、月額2千5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第97期定時株主総会において、月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき取締役社長下川康志が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決裁であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには取締役社長が最も適しているからであります。また、基本報酬は役位により、業績報酬は指標により算定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124 (8)	124 (8)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (5)	21 (5)	—	—	3 (2)

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 小川和洋氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

小川和洋会計事務所、東京日産コンピュータシステム株式会社及び株式会社ハナツアー・ジャパンと当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100.0%）出席し、必要に応じ、公認会計士及び他社社外監査役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

② 社外取締役 永塚良知氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

日章鋳螺株式会社、サンユー建設株式会社及びオンコリスバイオファーマ株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社は永塚氏がパートナー弁護士を務める光和総合法律事務所に所属する別の弁護士より必要に応じ法律上のアドバイスを受けておりますが、その取引額は僅少であり、当社が定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

イ. 主な活動状況

当事業年度の永塚氏の取締役就任後に開催された取締役会12回のうち12回（100.0%）出席し、必要に応じ、弁護士及び他社社外取締役並びに他社社外監査役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士及び他社社外取締役並びに他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

③ 社外監査役 鶴岡通敏氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

高千穂交易株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100.0%）、監査役会18回のうち18回（100.0%）出席し、必要に応じ、銀行業務経験者及び銀行経営者並びに一般事業会社経営者として培った豊富な経営、会計に関する知見から適宜発言を行っております。

④ 社外監査役 掛橋幸徳氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

日鉄ステンレス株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社から原材料の一部を複数の商社を経由して仕入れております。また、当社はN S ステンレス株式会社から原材料の一部を仕入れております。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回（93.7%）、監査役会18回のうち17回（94.4%）出席し、必要に応じ、他社の重要な使用人並びに他社社外監査役として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

3千9百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

3千9百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などの検討を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条に基づき審議のうえ、同意を行っております。

(5) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による他、会計監査人に法令違反や公序良俗に反する行為等があり、会計監査人が継続してその職責を全うすることにつき疑義が生じた場合は、監査役会にて解任又は不再任することの検討を行います。監査役会は、解任又は不再任することを監査役会で決定した場合は、取締役会にその解任又は不再任を株主総会の議案とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.及びNIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会におきまして業務の適正を確保するための体制を以下のとおり定め、効果的なシステムの構築を目指し活動を行っております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - 2) 各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針
取締役会は取締役の職務を①取締役会にて執行を報告すべき事項、②稟議により処理すべき事項、③前両者に属しない事項で文書（紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。）に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。
 - ①に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ②に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ③に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、①及び②に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針
 - 1) 各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。
 - 2) 各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 企業理念・経営方針を基盤として策定する経営計画及び年度経営計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに設置し毎月2回以上開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。
 - 2) 業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。
 - 2) 各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備指導命令の責任を連帯して持つ。
 - 3) 各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 当社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努める。
 - 2) 国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
 - 3) 国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に関する基本方針
 - 1) 常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役の職務を補助すべき者として配置する。
 - 2) 実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置（増員）を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。
 - 2) 当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。

 - ① 当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況
 - ② 内部監査部門の活動状況

- ③ 業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の内容
 - ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑤ 稟議書及び監査役より請求された会議議事録の回覧・配付
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。
 - 2) 常勤の監査役には執行役員会、経営会議その他の重要な会議への出席を要請すると共に主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行う。
 - 3) 監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役会を16回、監査役会を18回、「コンプライアンス委員会」を3回開催いたしました。取締役会では、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、独立社外取締役を2名選任しており、独立社外取締役両名は被選任後の取締役会すべてに出席しております。

子会社については、「関連会社管理規程」に基づき、株主総会付議事項や事業計画などについて管理本部長の決裁を義務付け、当社内部統制部門による内部監査を行い、また、月1回の「関係会社月次報告会」、年2回の「関係会社社長会」で必要事項の通知や情報交換を行い、適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役社長及び他の取締役、内部統制部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換を含め連携を図っております。常勤の監査役については、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査すると共に、コンプライアンス委員会など重要な会議に出席し、必要な場合には意見を述べております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、当社といたしましては、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支える関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。この取組みは、上記1. の基本方針の実現に資するものと考えております。

「10ヵ年経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社では、「日本金属グループは、圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献します。」を企業理念とし、この理念のもと、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、圧倒的な差別化を実現する商品の開発・事業化を進めるために、2020年度から、「『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』～多種多様な素材を圧延・複合成形することで、最終製品に要求される性能を素材で実現し人と地球の未来に貢献します。～」をビジョンに掲げ、

1. リレーションシップの深化
2. 製造力の強化
3. 次世代成長製品の事業化
4. 独自技術による将来を見据えた商品開発
5. 活力ある職場づくりと人材強化

を基本方針とする第11次経営計画を策定し実行しております。

第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」は、この先、技術の進化が劇的に加速しさまざまなことが急速に変化していくことが予測されるなか、10年後、さらにその先の変化に備え、そこで必要とされる新たなニーズに応え得る「ものづくり」の体制を構築するために10ヵ年の計画としております。

計画2年目である当連結会計年度には、2019年11月に発生した当社板橋工場第三庄延工場の火災事故により被災した建屋・設備の早期復旧に引き続き注力すると共に、徹底したコストダウンや生産効率の改善など全社的な収益改善活動に取り組んだことにより、当初の見通しより1年前倒しで黒字化を達成いたしました。

今後も当社におきましては、中長期的視点に立ち、企業価値の拡大を目指してまいります。また、事業活動の遂行にあたりましては、すべてのステークホルダーから信頼される企業として、株主価値の向上に努めてまいります。

3. 不適切な者による支配防止の取組み

当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等の関係者との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であると考えます。これら当社の事業特性に関する十分な理解なくして、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできないものと思われまます。突然大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が短期間の内に買付に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

そこで当社取締役会は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする大規模買付行為を行おうとする者は、事前に株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を取締役に提供すると共に、それを受けて取締役会としての意見を形成し、必要に応じて大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示を行うための期間を経たうえで当該行為を行うこととするルールを策定いたしました。このルールが守られない場合や基本方針に照らして不適切な支配により企業価値を損なうおそれがあると判断される場合は対抗措置を講じることのできる対応策（買収防衛策）を2007年3月7日開催の取締役会にて導入し、直近では、2019年6月27日開催の定時株主総会におきまして、買収防衛策の期限を本定時株主総会まで継続することをご承認いただいております。その詳細につきましては、2019年5月24日付にて「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表し、この開示資料全文を当社ウェブサイトに掲示しております。

(URL <https://www.nipponkinzoku.co.jp>)

4. 上記「3.」の取組みに関する取締役会の判断

取締役会は、上記取組みは、中長期的に企業価値を向上させる者への経営参画を妨げるものではなく、不適切な者による会社支配を防止することで、株主の皆様を始めとする関係者の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿っていると判断しております。また、取締役会の恣意的な判断を防止するために、対抗策の発動にあたりましては要件を限定したうえで、業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役等で構成する独立委員会に発動の是非を諮問し、その結果を最大限尊重したうえで行うものとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針（会社法第459条第1項の規定による定款第36条の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針）

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図ると共に、安定的な配当水準の維持に努めております。

当期の期末配当に関しましては、「1. 企業集団の現況 (1)事業の経過及びその成果」で申しあげましたとおり、期初において損失計上を見込んでいた業績を利益計上に転じる事が出来たものの、当社第三庄延工場の復旧対応等で財務上は厳しい状況が継続していることから、財務体質の改善を最優先とし、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載されている親会社株主に帰属する1株当たり当期純利益は表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、その他の金額、比率、株数、年令及び年数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,580	流動負債	31,778
現金及び預金	10,134	支払手形及び買掛金	14,403
受取手形及び売掛金	9,102	短期借入金	10,922
電子記録債権	5,123	リース債務	76
商品及び製品	5,153	未払法人税等	705
仕掛品	4,936	賞与引当金	337
原材料及び貯蔵品	1,531	製品保証引当金	46
その他の	601	環境対策引当金	37
貸倒引当金	△2	その他	5,249
		固定負債	17,087
固定資産	35,598	長期借入金	11,520
有形固定資産	32,292	リース債務	174
建物及び構築物	3,956	繰延税金負債	50
機械装置及び運搬具	11,113	再評価に係る繰延税金負債	3,041
土地	16,245	退職給付に係る負債	2,237
建設仮勘定	428	環境対策引当金	21
その他	549	資産除去債務	40
		その他	0
無形固定資産	152	負債合計	48,865
投資その他の資産	3,153	(純資産の部)	
投資有価証券	2,120	株主資本	16,298
長期貸付金	10	資本	6,857
繰延税金資産	851	資本剰余金	986
その他の	207	利益剰余金	8,465
貸倒引当金	△35	自己株式	△10
		その他の包括利益累計額	7,015
		その他有価証券評価差額金	804
		土地再評価差額金	6,059
		為替換算調整勘定	163
		退職給付に係る調整累計額	△12
		純資産合計	23,314
資産合計	72,179	負債・純資産合計	72,179

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,117
売上原価		42,608
売上総利益		6,508
販売費及び一般管理費		5,070
営業利益		1,437
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取賃貸料	38	
スクラップ売却収入	45	
その他の	85	232
営業外費用		
支払利息	140	
支払費用	15	
為替差損	92	
減価償却費	52	
その他	31	332
経常利益		1,337
特別利益		
固定資産売却益	3	
受取保険金	2,448	2,452
特別損失		
固定資産除却損	43	
投資有価証券評価損	10	
減損損失	340	393
税金等調整前当期純利益		3,396
法人税、住民税及び事業税	705	
法人税等調整額	172	878
当期純利益		2,517
親会社株主に帰属する当期純利益		2,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,374	流動負債	25,985
現金及び預金	7,381	支払手形	3,592
受取手形	1,746	買掛金	8,569
売掛金	4,870	短期借入金	2,350
電子記録債権	4,579	1年内返済予定の長期借入金	5,540
製品	1,941	リース債務	65
仕掛品	4,892	未払金	1,392
原材料及び貯蔵品	1,452	未払費用	157
前払費用	165	未払法人税等	467
その他	347	預り金	30
貸倒引当金	△2	前受収益	5
		賞与引当金	239
		製品保証引当金	46
		環境対策引当金	37
		その他	3,491
固定資産	33,377	固定負債	16,276
有形固定資産	30,201	長期借入金	11,440
建物	3,577	リース債務	165
構築物	199	再評価に係る繰延税金負債	3,041
機械及び装置	10,953	退職給付引当金	1,569
車輜及び運搬器具	2	環境対策引当金	21
工具器具及び備品	507	資産除去債務	37
土地	14,533	その他	0
建設仮勘定	428		
		負債合計	42,262
無形固定資産	138	(純資産の部)	
ソフトウェア	132	株主資本	11,976
その他	6	資本剰余金	6,857
		資本準備金	986
		利益剰余金	986
投資その他の資産	3,037	利益準備金	4,143
投資有価証券	1,256	その他利益剰余金	197
関係会社株	798	繰越利益剰余金	3,945
出資	47	自己株	3,945
長期貸付金	10	評価・換算差額等	△10
繰延税金資産	10	その他の有価証券評価差額金	6,513
その他の	746	土地再評価差額金	454
貸倒引当金	349		6,059
	△171	純資産合計	18,490
資産合計	60,752	負債・純資産合計	60,752

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,838
売上原価		35,786
売上総利益		4,052
販売費及び一般管理費		3,722
営業利益		329
営業外収益		
受取利息及び配当金	68	
受取賃貸料	185	
その他の	64	319
営業外費用		
支払利息	125	
賃貸費用	76	
減価償却費	52	
その他の	57	310
経常利益		338
特別利益		
固定資産売却益	3	
受取保険金	2,448	2,452
特別損失		
固定資産除却損失	41	
減損損失	340	381
税引前当期純利益		2,408
法人税、住民税及び事業税	389	
法人税等調整額	231	620
当期純利益		1,788

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本金属株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金属株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本金属株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金属株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

日本金属株式会社	監査役会			
常任監査役(常勤)	大西敏夫	敏夫	敏夫	敏夫
社外監査役	鶴岡通敏	鶴岡	通敏	通敏
社外監査役	掛橋幸徳	掛橋	幸徳	幸徳

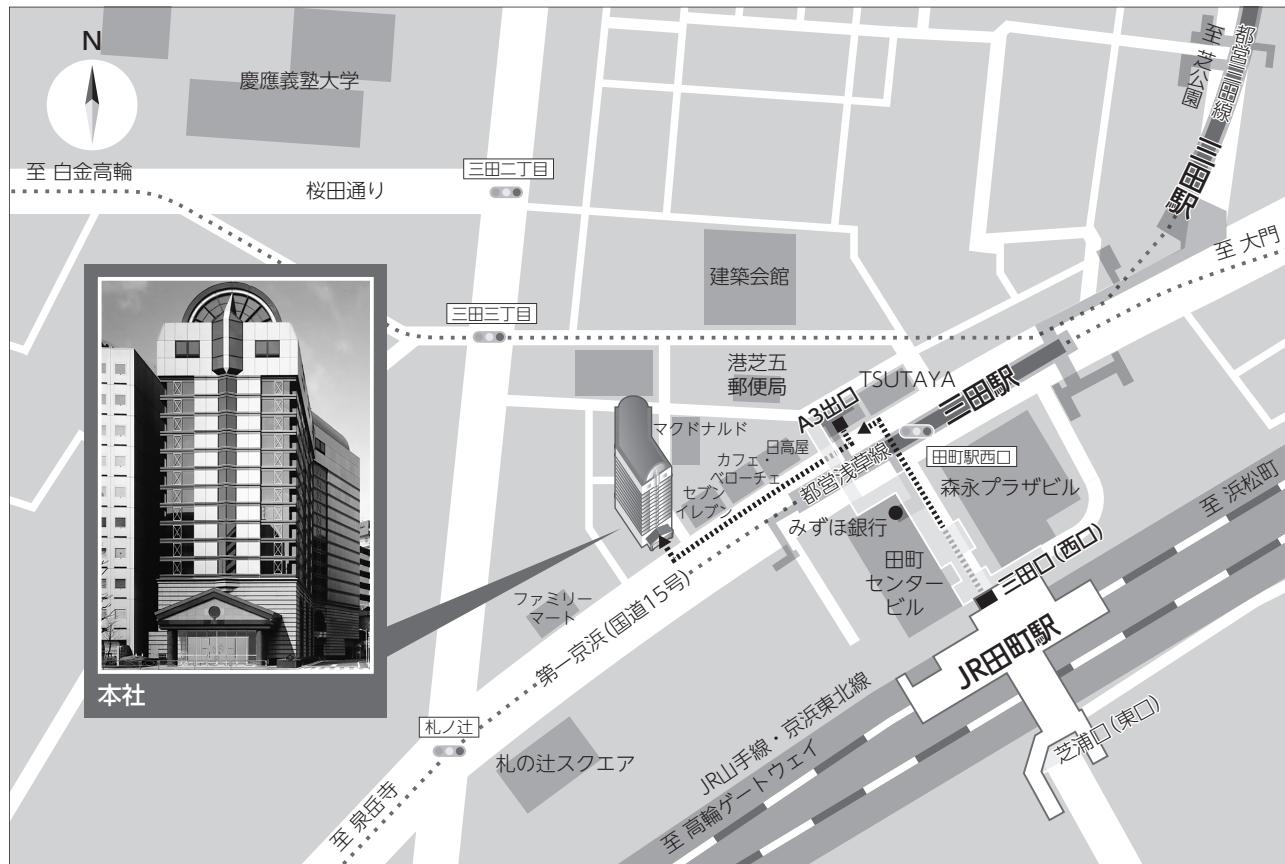
以上

株主総会会場 ご案内図

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

会場 東京都港区芝五丁目30番7号

当社本社事務所 5階 TEL：03-5765-8111（大代表）



交通機関
のご案内

●JR線でお越しの場合

JR山手線・京浜東北線

「田町駅」三田口(西口)より徒歩5分

●地下鉄でお越しの場合

都営地下鉄 浅草線・三田線

「三田駅」A3出口より徒歩3分

※会場及び近隣には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

 日本金庫株式会社

<https://www.nipponkinzoku.co.jp>


UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。